

秦野市学生消防団活動認証制度実施要綱

(平成29年4月1日施行)

(目的)

第1条 この要綱は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学、大学院、高等専門学校又は専修学校（以下「大学等」という。）の学生に対し、本市がその功績を認証し、就職活動を支援することにより、学生団員の士気の高揚を図るとともに、大学等の学生の消防団への入団を促進し、もって地域防災力の充実強化を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 本制度による認証の対象となる者（以下「認証対象団員」という。）は、大学等に通学する市内在住の学生又は大学等を卒業等して3年以内の者であって、在学中に本市の消防団員として1年以上（過去に他の市町村の消防団において活動実績がある者については、その消防団において活動していた期間を含む。）継続的に消防団活動を行ったもののうち、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 在学期間のいずれかの年に、秦野市消防団の業務及び費用弁償に関する要綱（平成15年7月1日施行）第7条に規定する費用弁償の支給対象業務に5回以上従事した者
- (2) 神奈川県消防操法大会又は秦野市消防団消防操法競技会において優秀賞以上又は個人賞を受賞した者
- (3) 公益財団法人神奈川県消防協会表彰その他これに類する表彰を受賞した者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、消防団長が特に推薦するに値すると認める者

(申請)

第3条 本制度による認証を希望する認証対象団員は、分団長の承認を得たうえで、認証推薦依頼書（第1号様式）を消防団長に提出するものとする。

2 前項の認証推薦依頼書を受理した消防団長は、その認証対象団員に顕著な実績があると認め、本制度による認証を受けることがふさわしい者として推薦をするときは、認証推薦書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

(審査)

第4条 市長は、前条第2項の認証推薦書が提出されたときは、これを審査し、その認証対象団員に対する功績の認証（以下「認証」という。）の可否を決

定するものとする。

2 市長は、消防団長に対し、審査に必要な書類の提出を求めることができる。

(審査結果通知書の交付)

第5条 市長は、前条第1項の審査により認証の可否を決定したときは、第3条第2項の認証推薦書を提出した消防団長に対して、学生消防団活動審査結果通知書(第3号様式)を交付するものとする。

(認証状等の交付)

第6条 市長は、認証することを決定した者(以下「被認証者」という。)に対して、学生消防団活動認証状(第4号様式。以下「認証状」という。)を交付するものとする。

2 市長は、被認証者からの求めに応じ、就職活動時において企業に提出するための学生消防団活動認証証明書(第5号様式。以下「認証証明書」という。)を交付するものとする。

(認証の取消し)

第7条 市長は、被認証者が、次のいずれかに該当するときは、認証を取り消すことができる。

- (1) 刑事事件に関して起訴された場合又は刑に処せられたとき。
- (2) 認証の根拠となる事項に事実誤認又は虚偽の内容があったとき。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為をしたと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、被認証者として、不適切と判断される行為があったとき。

2 認証を取り消された者は、既に交付されている認証状及び認証証明書を直ちに本市に返却しなければならない。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。